

組合員の皆様へ

熊谷商工信用組合
理事長 吉田 豊

所在不明の組合員に対する除名手続きについてのお知らせ

当組合は、平成27年6月25日開催の第63回総代会において定款の一部変更を決議し(※)、平成27年7月15日において当該定款変更に関する関東財務局の認可がなされたため、同7月15日以降、下記のとおり、除名できる対象者として所在不明組合員を追加するとともに、その除名手続きを定めることといたしましたので、お知らせいたします。

本件についてご不明な点がございましたら、以下の照会先までお問い合わせください。

記

1. 所在不明の組合員

所在不明の組合員とは、当組合で所在が把握できない方で以下の3つの要件全てに該当した方をいいます。

該当するお心当たりのある方は、当組合の本支店の窓口までお申し出ください。

【要件】

- (1) 平成27年7月15日以降、5年以上継続して当組合の事業(普通預金、定期預金、定期積金、通知預金、当座預金、外貨預金などの各種取引)を利用していない組合員の方。
- (2) 平成27年7月15日以降、組合員名簿に記載された住所又は通知先に宛てて発した当組合からの通知又は催告が5回以上継続して返戻された組合員の方
ただし、同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、当該事業年度になされた通知・催告を併せて1回の通知又は催告とみなします。
- (3) 当組合の調査により、組合員の方に届け出ていただいた住所又は居所、勤務地、事務所の所在地に所在していないことが確認できた組合員の方。

2. 所在不明の組合員に対する除名手続き

上記「1.」の要件全てに該当し、かつ、当組合において除名することが適当であると判断させていただいた所在不明の組合員を除名する場合には、事前に公告等を行い、①通常総代会において除名の件を付議すること、②除名を希望されない場合にはその旨の申出をして頂くこと及びその申出方法、③住所等の変更届出の手続き等の内容を明示いたします。

公告等の期間終了後、理事会において除名対象者が確定され、中小企業等協同組合法第19条第2項第1号、第3号及び当信用組法定款第16条第1項の規定に基づき、総代会の10日前までに、当該組合員に対し除名する旨を通知いたします。

その後開催される当組合の総代会において、当該組合員除名の件が付議され、総総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による特別議決により除名され、組合員資格を失うこととなります。

ただし、除名対象者となる当該組合員の方には、総代会において弁明する機会が与えられておりますので、当組合の本支店窓口までお申し出ください。

また、除名対象者に該当するか否かを確認したい場合には、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当組合の本支店窓口までお申し出ください。

3. 除名手続により法定脱退となられた組合員の出資持分の払戻し手続

上記「2.」の除名手続により法定脱退となられた組合員の方は、除名の決議をした総代会が開催された事業年度の翌事業年度に開催される総代会の翌日以降にご請求いただければ出資持分の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当組合の本支店の窓口までお申し出ください。

ただし、当組合に債務がある場合には、当該債務と出資持分を相殺したり、当該債務を完済するまでの間、出資持分の払戻しを停止することがありますので、ご留意ください。

4. 除名後の再加入の手続

再度、当組合の組合員に加入する場合には、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当組合の本支店の窓口までお申し出ください。

ただし、当組合の組合員資格の要件等により加入できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(※) 定款の一部変更

当組合では、組合運営に係る経営管理上の観点から、平成27年6月25日開催の第63回総代会の議決を得て、平成27年7月15日付で定款の一部を変更しました。

【改正理由】

協同組合組織の金融機関である信用組合は、その運営上、組合員の異動状況や組合事業の利用状況を正確に管理する必要があり、長期間所在が不明等である組合員に対して適切な措置を行えるようにすることはガバナンス上、極めて重要である。

そのため当組合では、①長期間所在が不明等である組合員を除名対象とすること、②当該除名の対象となる組合員の所在が不明であることを確認するための適切な措置を講じるため、以下のとおり定款の一部を変更した（別表）。

以 上

本件に係わる照会先：熊谷商工信用組合 本支店もしくは本部総務部
電 話 048-522-0811
受付時間 当組合窓口営業日の午前9時～午後5時

定款の一部変更に係る新旧対照表

【変更内容】

(改正箇所は下線部)

新	旧
<p>(除名)</p> <p>第16条 組合員が別表2各項の1に該当するときは、総会の議決によって除名することができる。この場合においては、その総会の10日前までに、その組合員に対しその旨通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>2・別表2第5項の事由により組合員の除名をするときは、前項の通知を行う前に、その組合員が住所等(第10条第1項第2号から第5号までに掲げる住所、居所、勤務所の所在地又は事業所の所在地をいう。以下この項において同じ。)に不在であることを調査し、公告等により、除名対象者がこの組合への住所等の変更届出を行うよう催促しなければならない。</p>	<p>(除名)</p> <p>第16条 組合員が別表2各項の1に該当するときは、総会の議決によって除名することができる。この場合においては、その総会の10日前までに、その組合員に対しその旨通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>(新設)</p>

【変更内容】

(改正箇所は下線部)

新	旧
<p>別表2</p> <p>1. 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り期限後6か月以内にその義務を履行しないとき。</p> <p>2. 法令若しくはこの組合の定款に違反し、この組合の事業を妨げ又はこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。</p> <p>3. 自ら又は第三者を利用して次の各号の1に該当する行為をしたとき。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの組合を毀損し、又はこの組合の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>4. 定款第10条第1項第6号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>5. <u>5年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がその組合員に対してする通知又は催告が5回(同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それを併せて1回の通知又は催告とみなす。)</u>以上継続して返戻されたとき。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>別表2</p> <p>1. 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り期限後6か月以内にその義務を履行しないとき。</p> <p>2. 法令若しくはこの組合の定款に違反し、この組合の事業を妨げ又はこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。</p> <p>3. 自ら又は第三者を利用して次の各号の1に該当する行為をしたとき。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの組合を毀損し、又はこの組合の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>4. 定款第10条第1項第6号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>